

天草地域共同寄宿舍啓明寮運営に関する事項

1 施設 啓明寮

所在地 〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1072-2

☎0969-23-4465

定員 2階建て(1室3名)18室 (2015年3月改築) 計54名
全自動洗濯機12台、乾燥機6台、冷蔵庫3台、電子レンジ1台、テレビ1台

2 舎監体制

宿直 21名(啓明・天草拓心高等学校教諭)

日直 14名(天草高等学校教諭)

管理人 3名

3 指導目標

- (1) 敬愛の心を根本として、自主的生活態度の高揚に努める。
- (2) 勉学に精励し、積極的学習の実践に心がける。
- (3) 健康的で秩序・規律ある生活の樹立に努める。
- (4) 親睦と理解を深め、明朗にしてなごやかな寮生活を送るよう努める。

4 指導計画

- (1) 自主的生活態度の高揚を図るため、2年生より寮長・副寮長・食数の係を選出し、寮生活を自主的に行わせる。
- (2) 日課表に従い、起床・朝食・夜礼・掃除・学習・消灯を日番の放送にて合図し、規則正しい生活を行わせる。
- (3) 1日最低2時間の学習を行わせる。
- (4) 寮生活の融和を図るため、次の年間行事を行う。
歓迎会(4月)、映画鑑賞会(学校行事を考慮して調整)、クリスマス会(12月)

5 日課表

起床	6:30	
点呼・朝食	6:40	
登校	7:10	全員登校完了(課外のない場合は8:10)
学校で授業・部活動		
門限	20:00(夏期:3~10月)	19:30(冬期:11~2月)
夕食・入浴・洗濯	~20:15	
夜礼	20:20(食堂にて行う)	
掃除	20:25~20:40	各掃除区域および自室の掃除
自習Ⅰ	21:00~22:00(60分) * 考査時20:50~21:40(50分)	他室訪問・携帯電話使用禁止
休憩	22:00~22:10 * 考査時21:40~21:50	
自習Ⅱ	22:10~23:10(60分) * 考査時21:50~22:40(50分)	他室訪問・携帯電話使用禁止
休憩 (考査時)	22:40~22:50	
自習Ⅲ (考査時)	22:50~23:40(50分)	他室訪問・携帯電話使用禁止
点呼 (自習Ⅲ)	23:10(各学習室前にて行う) * 考査時23:40	掃除の点検 引続き消灯まで自習を行うこともできる

消 灯	24：00（以降の学習・洗濯可）	他室訪問・携帯電話使用禁止
-----	------------------	---------------

- 考查1週間前の日課
考查1週間前から、自習時間を50分×3コマにし、積極的に学習に取り組む。
 - その他
 - ・ 消灯後は、学習室で勉強するか就寝するかのいずれかとする。
 - ・ 日番の引き継ぎは帰寮後に行う。
 - ・ 自習時間中は自室を離れてはならない。
- 6 寮費および納入方法
- (1) 月額36,000円を毎月2日に指定の口座から、口座振替にて納入。（残高不足で振替ができなかった場合は、翌月2か月分の振替になります。）
 - (2) 1年生の4月分は入寮費として別途8,000円を徴収します。
 - (3) 3年生の1・2月分は、6,000円+1,000円×退寮日までの日数とする。
 - (4) 特別の場合を除き、3か月間滞納された場合は退寮をお願いすることもある。
- 7 寮生活上の注意
- (1) 寮生は各所属校の校則（通学、校内生活、服装、頭髪、交通安全・交通事故防止、校外生活）を厳守し、毎日の生活は計画を立て、目標を定め充実した過ごし方をしよう心がけ、所期の目的を達成するよう努力すること。
 - (2) 無断外泊は一切禁止する。これを厳守できなかった場合は、退寮とする。
 - (3) 集団生活の基本は、起床・登校・門限・夜礼・学習時間・消灯等の時間の徹底にある。この基本的生活習慣（寮内日課）を守れない者は、退寮とする。
 - (4) 帰省しようとする場合は「帰省願」に必要事項を記入し、担任の先生の確認・押印を受け、帰省しようとする週の2日前までに舎監に提出し、許可を受けなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。
 - (5) 帰省を終えて帰寮した時は、直ちに「帰省証明書（帰宅を証明する趣旨から、保護者には白署・捺印をお願いしている。）」を当日の舎監に提出しなければならない。
 - (6) 学校を遅刻・欠席・早退する場合は、生徒は、当日の舎監に相談のうえ保護者に連絡をし、保護者から学校へ連絡を入れてもらうこと。その後の手順は以下のとおり。
遅刻……必ず病院に行ってから登校する。
欠席……保護者に迎えに来てもらい帰省し治療に専念する。
早退……家庭へ帰省する。
 - (7) 寮内外の整理・整頓、清掃を常に心がけること。
 - (8) 節水・節電を徹底すること。消灯後は廊下の電灯と寝室の大きな電灯は全て消すこと。
 - (9) 校則・寮則を守らず集団生活の秩序を著しく乱したり、集団生活に不適当と思われる行為を繰り返す者は、舎監会議で審議の上、停寮又は退寮を命ずる。

8 停寮及び退寮について

- (1) 安心で安全な寮生活を送るため、以下の事項は厳に禁止する。違反した場合は原則、退寮とする。
- ア 校内・寮内でのいじめ
 - イ 校内・寮内での暴力行為
 - ウ 校内・寮内での窃盗
 - エ 寮内に無断で寮生以外の生徒（異性）を招き入れる行為
 - オ 著しく寮内の風紀を乱し、寮生活の安全を乱すと認められる行為
- (2) 集団生活に不適當と思われる行為を犯した者は原則、退寮とする。但し、退寮後一定期間を経過し、校内生活においても生活の改善が見られた場合には、復寮を申し出ることができる。復寮の申し出があった場合は、管理校校長は、合同舎監長会議に諮り、一回に限り復寮を認めることができる。
- ア 無断外泊
 - イ 寮内での喫煙
 - ウ 校則・寮則を守らず、集団生活に不適當と思われる行為
- (3) 規律ある寮生活を乱す行為（自習時間および消灯後の他室訪問や食堂の無断使用、度重なる「帰省願・帰省証明書」の未提出、舎監の指導に従わない行為等）については、舎監会議で校則（生徒指導内規）に準じて協議し、保護者召喚うえ停寮・寮内謹慎・寮内作業等の指導を行う。
- (4) 寮費滞納については、3ヶ月を越えた場合は原則、退寮とする。